

# EUとリージョン

## — ヨーロッパの公共政策過程におけるリージョンのアクター化 —

佐川 泰弘

### I EUと「リージョンからなるヨーロッパ」

欧州共同体（EC）は、1952年に創設された欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）から欧州経済共同体（EEC、1958年設立）を経て、EU（欧州連合）へと発展する。この過程の中で、各国が共同して統一的な公共政策を様々な政策領域で策定、決定、実施することが確認されていくわけであるが、この政策過程に関与するアクターが徐々に多様化してきた。

まず第一に、ECにせよEUにせよ、これらは国家の連合体であり、そこでの最も主要なアクターは国民国家である。連合体内にはヒエラルヒー的な権力関係はなく、公共政策の決定過程は基本的に関係国家間の調整である。ただし調整が常に容易に行われるというわけではない。城山英明は、国際行政活動は「基本単位である主権国家の意思決定における自律性の高い、諸主権国家制というきわめて分権的な統治制度のもとで行われ」、「基本単位から独立した国際事務局の権限は小さく、行政活動に置いては基本単位の自律性の尊重とその協力が要求される」と述べる<sup>(1)</sup>。これらの意味で、EU内での国家間関係は国際関係であると同時に国際行政であるといえる。

第二に、EU内ではこのようなアクターの行動様式が基本であるが、ヨーロッパ統合を通じて超国家的な政治・行政機構が登場し、それが国民国家の上部に位置する自律的なアクターとなりつつある。EUの制度機構はもはや事務局にはとどまらず、欧州委員会、欧州議会、欧州裁判所や職員制度、財政制度を備えた「政府」とも呼べるものに発展している。ヨーロッパ・レベルで決定され

た政策の各国政策に対する拘束力が、制度上あるいは実際にどの程度強いのかについては議論の余地があるが、リージョン政策などの様々な政策分野で、具体的な政策の実施に当たってEUの担当部局に各国政府が実施計画を提出し認可を受ける作業が求められるなど、従前に比べるとEUの規制力は相当高まってきている。

それに加えて第三に、これが本稿の中心的なテーマであるのだが、EU内ではサブナショナル・レベル（特にリージョン）が公共政策過程に参画するようになってきた。それには2つの要因がある。その第一が「補完性の原則（principle of subsidiarity）」の承認である。1985年に欧州審議会（Council of Europe）が採択した「欧州地方自治憲章」は、その第4条2項の中で、「公的な責務は、一般に、市民に最も身近な地方自治体が優先的に遂行する」と定めている。これが1988年に多国間条約として発効し、現在に至っている。さらに、EC/EUが、域内の地域間格差を是正することを目的として「リージョン政策」を実施し、1990年代にはリージョン・レベルの意見をEUの政策に反映させるために、リージョン代表からなる「リージョン委員会」も創設した（詳細は後述）<sup>(2)</sup>。

この第三のアクターの登場についての研究は、EU研究からだけでなく、国際関係論や地方自治論からのアプローチもある<sup>(3)</sup>。1980年代までのヨーロッパにおける地方自治研究は、各国の地方制度、地方政治・行政を対象としていれば事足りた。しかし、1990年代にヨーロッパ統合が進展するにつれ地方団体の国際的な活動量が大幅に増加し、もはやヨーロッパとの関係抜きに地方政治・行政を

語ることは不可能になったのである。ヨーロッパにおける地方自治研究者の大部分が、ヨーロッパ研究の一端を担うようになっているのが現実である。

一方、ヨーロッパには以前から「リージョンからなるヨーロッパ」という一つのスローガンがある。これは2つの意味で理解されている。その第一は非常に強い意味であり、「リージョンからなるヨーロッパ」＝「連邦ヨーロッパ」ということである。国民国家の役割は終焉に向かい、サブナショナル・レベルのリージョンが基本単位として国民国家に取って代わる。ヨーロッパ連邦主義者の立場からすれば、これがヨーロッパの将来像であるのだが、このシナリオが近未来には実現しないことは明白である。もう一つは、より弱い意味で、リージョンが新たに自覚を持ち、ヨーロッパ・レベルあるいはそれをも超える政治や政策決定過程で積極的な役割を果たすようになるということである<sup>(4)</sup>。前述のようなリージョンがEUの政策過程において第三のアクターとして活動を始めたという現象を念頭に置かならば、後者の意味での「リージョンからなるヨーロッパ」へと至る道程がすでに始まっていると考えるべきである。

本稿では、EC/EUにおいて地域間格差を埋めることを目的に行われてきた「リージョン政策」が「リージョン」を政策過程における国際的なアクターとしたこと、その結果現在ではリージョン間の国境を超えた激しい競争と協力が行われていることを明らかにする。しかし、EU構成国における地方制度あるいはサブナショナル制度は、その伝統や過去の官僚制度の状況、政治的コンフリクトの状況を反映して大幅に異なっているため、何を一般に「リージョン」とするかも重要問題である。したがって、最初に「リージョン」がヨーロッパでどのように理解されているかを考察し、その後で「リージョン政策」やリージョンのアクター化について述べることにする。

## II 「リージョン」とは何か

サブナショナル・レベル、特にリージョンを問題にする場合、「リージョン」を定義すること自体が難題である。日本語でもリージョンは「地域」とか「地方」と訳されるが、その概念が指すところは、時と場合によって異なっている。非常に大きく捉えれば、西欧、北米、東南アジアといった国の集まりとして理解されるグローバルな「リージョン」もあれば、国内あるいは若干の国をまたいだ地域としての「リージョン」もある。ルグリン(John Loughlin)によれば、後者はさらに5つのカテゴリーに分類できる<sup>(5)</sup>。

第一は経済的リージョンである。これは、農業、工業などの経済活動にしたがって定義される領域である。最近の経済のグローバル化との関連で生じた新しい経済区域(NAFTAやASEAN、本稿で取り上げているEU自体)もこれに含まれる。

第二が歴史およびエスニシティに基づくリージョンである。他とは異なる歴史的、言語的、宗教的特徴を備えた人々の住む領域。このような集団は「ネーション」とされる場合もある。スコットランド、ウエールズ、バスク、コルシカなどが、これに相当する。

第三が行政的あるいはプランニング上の区画としてのリージョンである。行政、経済計画、統一的統計の必要から定義される領域。イギリス内の通常のリージョンやギリシアの発展リージョンが、その例である。このリージョンは、公選議会や責任ある執行部を備えていない。

第四は政治的リージョンである。直接選挙で選ばれた議会や責任ある政府を備えた領域。フランスのレジョンやスペインの独立自治州がこれに当たる。

そして第五が、欧州委員会の定義するリージョンである。EC構成国のリージョン単位(先の第三や第四のリージョン)を概ね活用しながら、欧州委員会がNUTS(Nomenclature des Unités Territoriales Statistiques、統計上の地域単位項

目。詳細は後述)という単位を人工的に作り、統計上の目的や構造基金拠出の際の指標としてこれを用いる。

本稿でアクターとしての「リージョン」という場合には、このうち4番目が関わることになる。EU加盟国では、全体的な傾向としては地方分権が進められていると言える。しかし、歴史的な背景も含め、地方制度の態様は著しく多様である。この多様性が、各加盟国においてあるいはEUとして「リージョンとは何か」を決定する際に生じる問題の原因にもなるので、各国の「リージョン化」の進展度を概観しておこう。連邦制を採用しているか、そうでないか、単一政府制であるとしてもリージョン・レベルがどのように位置づけられているかを基準にして各加盟国の地方制度を分類してみると以下のようになる<sup>(6)</sup>。

(1) 連邦制：ドイツ、オーストリア、ベルギー  
一口に連邦制といっても、そこにも様々な種類が存在する。ドイツ、オーストリア、ベルギーで見られるようなヨーロッパ・モデルは、北米で見られるアングロ・サクソン型とは著しく異なる。ドイツは「協調的連邦制」として知られるモデルを発展させ、そこでは、連邦政府とラント政府が補完的に仕事を行う。基本的には連邦レベルが立法を行い、ラントは政策の実行に責任を負うが、財政の財布のひもは連邦政府が握っている。しかしながら、ラントは連邦参議院を通じて、特に財政問題に関して立法を監視できる強力な地位にある。ラントはEU閣僚理事会の会議で一定の問題についてドイツを代表することもできる。若干の違いはあるが、オーストリアはこのモデルを踏襲している。

その一方で、ベルギーは「全部が周辺であり、中心は存在しない」という形態の連邦主義を発達させた。ベルギーの連邦主義は、潜在的に国を2つに引き裂いているフラマン語(ドイツ語系)とワロン語(フランス語系)の言語上の対立を解決するために考案された。ベルギーは、数々の段階を経て、ナポレオン型の単一政府国家(ワロン語

主導)から再編型単一政府国家となり、さらに1988年には完全自立型の連邦制となった<sup>(7)</sup>。今日、フラマン語、ワロン語、ドイツ語、バイリンガル(ブリュッセル)の4つの言語共同体と2つの経済リージョンが重層的に併存している。ドイツの場合と同じように、言語共同体とリージョンはEU閣僚理事会に代表を出すことができる。その意味では、ベルギー国家は存在するのをやめ、余計な存在になりつつあるとも言える。

しかし、ドイツでもベルギーでも、リージョン・レベル政府(ラント、言語共同体、リージョン)とそのコントロール下にあるローカル政府(クレイス、プロヴァンス、コミューン)との関係も問題である。ローカル政府を支配するためにリージョン・レベルによる一定の中央集権化があるのである。

## (2) 非連邦制

### ① 中央集権的単一政府制

このグループには、イギリス、アイルランド、ギリシア、ルクセンブルグが入る。イギリスは、特にスコットランド、ウェールズ、北アイルランドに関しては、行政的に高度に分権化されているが、伝統的に国権の最高機関がウエストミンスター議会であるという意味では、明らかに単一政府制である<sup>(8)</sup>。ギリシアの統治システムは、高度に中央集権化され、サブナショナル組織体(県と市町村)の知事によるコントロールがあるナポレオン・システムに基づいている。主に全ギリシア社会主義運動(PASOK)や社会党による、地方分権とリージョン・レベルの行政組織の導入(後者は地中海統一プログラム実施に向けたEU側からの圧力の結果である)のための努力はあった。しかしながら、これらの努力はほとんど成功していない。

アイルランドも非常に中央集権的である。その要因は2つある。一つは、高度に中央集権化されたイギリス統治時代からの行政的伝統があり、中央政府も植民地時代からの行政を積極的に継承していることであり、第二がアイルランド・ナショ

ナリズムと市民戦争政策の集権的傾向である。これらの要因がリージョン主義や連邦主義を弱めている。基本的な政治・行政単位はカウンティ（ここではカウンティ・マネージャーという非公選当局が統治している）とダブリンの中央政府である。さらに4つの歴史的なプロヴァンス（アルスター、コノート、マンスター、レンスター）があるが、これらはゲーリックフットボールやラグビーの組織単位であるだけでアイデンティティの基盤ではない。アイルランドは、EUからの構造基金用の単独「目標1優先リージョン」（後述）に類別され、非常に優遇されている。しかしながら、欧州委員会はアイルランドの過度の中央集権を批判してきた。そこでギリシアの場合と同様に、一定のリージョン行政導入の試みがあり、1994年に9つのリージョン発展機構が設置された。その仕事はリージョン内の政策の整合化とEU構造基金プログラム準備段階での要求提出とモニタリングである。それにもかかわらず、新しいリージョン発展機構は、カウンティと国家からなるシステムをまだ弱められるにはいたっていない。

最後にルクセンブルグは、ここで扱っている意味での国内リージョンを持つには、国として小さすぎる。国土自体が一つのリージョンの規模である。それゆえ、ここでは詳述しない。

## ② 分権的単一政府制

デンマーク、フィンランド、スウェーデンといったスカンジナビアの国々がこれにあたる。それぞれが個別の伝統と中央-地方関係を有している。伝統的には、ここには強力な中央国家があるが、同時に広範囲に渡る権限を有する強力なローカル政府もある。スウェーデンでは、ローカル政府が福祉国家によるサービスを供給するために大きな役割を与えられている。しかし、ローカル政府は政治的アイデンティティ面でも重要な位置にあり、中道-右派連合政権の最近の到来が福祉国家における急激な変化を引き起こし始めたのに伴って、野党側がローカル政府レベルに政治的力点を集中する傾向がある。

ただしフィンランドに関しては、後述するEU

のリージョン政策との関係でリージョン確立の傾向が現れ、1992年に19のリージョンが創設された<sup>9)</sup>。

## ③ リージョン重視型の単一政府制

これは主にナポレオン型統治システムを伴う国であり、ここにはフランス、イタリア、スペイン、ポルトガルが入る。リージョン重視型としての先駆者はイタリアである。ファシズム期の過度な中央集権に対する反動として、イタリアは1948年憲法の中にリージョン制度を含めた。イタリア・モデルで重要なことは、「特別な」リージョンと「普通の」リージョンを区別したことである。前者はシシリー、サルディニア、ヴァレダオスタのような明確な言語的あるいは地理的特徴を備えたリージョンであり、後者は残りの部分である。

スペインやポルトガルは、イタリア式に「特別な」と「普通」を区別する方法の影響を少なからず受けた。スペインでは、フランコ独裁制後、1978年憲法で自治コミュニティが創設された。その内の3つ（バスク、カタルーニャ、ガリシア）は特別な権利も持つ「ナショナルリティ」としても認められ、アンダルシアには特殊事情があると考えられた。実際には、これら4つの自治コミュニティは直ちに「完全に」自治的な州（独立自治州）に到達できたのに対し、他のリージョンは自治州になることを改めて要求し、5年間待たなければならなかった。その後、先行する4つの自治コミュニティは「残り」とは異なる新たな権限をさらに要求したが、「残り」の部分が追いついてきたため、全体の平均化に向けた傾向が少し出てきた。ポルトガルは1974年憲法で、リージョン化の原則を採用したが、それはアゾレス諸島とマデイラという「特別な」リージョンを除いて十分に実行されなかった。この点で、ポルトガルはリージョン化の憲法上の基礎を持っているものの、事実上現在まで単一政府制であり、しかもリージョン重視型と言ってよいかどうか微妙な位置にある。

フランスは伝統的に最も集権化された国家であるが、現在ではリージョン化された単一政府制国家に分類される。中央政府は今なおフランス政治

と政策の主導者であり、県という伝統的なローカル政府が中央政府の下部組織として重要な役割を担っている。しかしながら、1982年に始まる地方分権改革によって大きな制度変化が生じ、リージョンが政治・行政システムの中で重要な地位を占めるようになった<sup>(10)</sup>。

このような分類の方法は論者により若干異なるのだが、政治・行政制度の配置という点からリージョン化の進展度を見てみると次のように言える。

ドイツ、ベルギー、オーストリア、スペインでは連邦制もしくは準連邦制の政治システムが採られており、リージョン・レベルの政治的・行政的自律度は高い。イタリア、フランス、ギリシア(1994年以降)では、リージョンが強力だとは言えないものの、公選の政治・行政機関を備えたいわゆる自治体である。アイルランドとポルトガルでは、リージョンの権限は大幅に制限され、政治機関も備えていない。そしてイギリス(スコットランド、ウェールズ、北アイルランドを除く)、オランダ、デンマーク、スウェーデン、フィンランドではリージョン・レベルの行政は存在しない<sup>(11)</sup>。

このようにリージョンが十分に発達した国がある一方で、サブナショナル政府はローカル・レベルにしか存在しない国もある。「リージョンからなるヨーロッパ」が論じられており、それがあながち絵空事でないという印象を与えるとしても、国ごとに地方制度に関してこのような非常に大きな差異が存在することを確認した上で、議論を始めなければならない。

### (3) NUTS

EC/EUがリージョン政策を推進していくに当たって、政策の対象となる「リージョン」を何らかの形で定義することが現実の大問題であった。リージョン政策は、リージョン間の格差を解消していくことを目的とした政策である。しかし、そもそも「リージョン」というレベルは、国と基礎的自治体(ローカル・レベル)の間に位置するものだけということ以上には明確化されていなかった。

「リージョン」という単位が何らかの方法で公的に定められなければ、実際にどこに格差があるのか、どこに施策を行うのかということすら明らかにできない。そこで、まずECが「リージョン」というものを確定し、不均等性を計ることが必要であった。しかし、各国の統計資料自体がまちまちであったため、地域間格差を計るための共通の指標を作る作業が、まず必要であった。それを担ったのが、EC統計局(Eurocast)である。結局のところ、既存の行政区画をほぼ利用する形で、NUTSという単位が用いられることになった。

各国は「NUTS 1」に分割され、それが「NUTS 2」に、さらに「NUTS 2」は最小単位の「NUTS 3」に分割される(表1参照)。

NUTS 1は最大の単位であり経済プランニングの主要区域である。いくつかの国ではNUTS 1は既存の単位である。このような単位が潜在的に存在していない国では、地理的にあるいは経済的に類似したより小さな単位をグループ化する。つまりNUTS 1はベルギーではレジョンであり、ドイツではラントであり、イギリスでは通常のリージョン(政治・行政単位ではない)であるが、スペインやイタリアではいくつかの行政単位をひとまとめにして作られた。例えばスペインには合計7つのNUTS 1が存在するが、それぞれは一独立自治州より大きい。イタリアには11のNUTS 1が置かれたが、それぞれは、既存のリージョンを寄せ集めて作られた。EC内には71のNUTS 1が存在するが、その人口や面積は様ではない。デンマーク、アイルランド、ルクセンブルグは国自体が一つのNUTS 1であるのに対し、ドイツ、イタリア、イギリスは10個以上のNUTS 1を抱えている。

NUTS 2は、大半の加盟国のリージョン行政区域からなっている。つまりフランスやイタリアのリージョン、スペインの独立自治州がこれにあたる。イギリスでは、ECの方針に合わせて、より小さい行政単位をグループ化してNUTS 2の単位とした。ベルギーとドイツでは、いわゆる州に相当するものがNUTS 1とされたため、その

表1 NUTSの分類

	NUTS 1	NUTS 2	NUTS 3
オーストリア	Gruppen von Bundesländer	Bundesländer	Gruppen von Politischen Bezirken
ベルギー	Regions	Provinces	Arrondissements
デンマーク	-	-	Amter
ドイツ	Länder	Regierungsbezirke	Kreise
ギリシア	NUTS 2 groupings	Development regions	Nomoi
スペイン	NUTS 2 groupings	Comunidades Autónomas	Provincias
フィンランド	Manner-Suomi /ahvenamaa	Suuralueet	Maakunnat
フランス	ZEAT + DOM	Régions + DOM	Département + DOM
アイルランド	-	-	Planning regions
イタリア	NUTS 2 groupings	Regioni	Provinciae
ルクセンブルグ	-	-	-
オランダ	Landsdelen	Provincies	COROP-Regions
ポルトガル	NUTS 2 groupings	NUTS 3 groupings	Grouping of concelhos
スウェーデン	-	Riksområden	Län
イギリス	Standard regions	NUTS 3 groupings	Counties, local authority regions

※各用語は邦訳すると一層難解となるため、あえて原語のままとする。

(出所) Eurostat, *Regions: Statistics Yearbook 1996*, Luxembourg, 1997, p. IV.

下部単位であるプロヴァンスとリージョンがそれぞれNUTS 2とされた。デンマーク、アイルランド、ルクセンブルグについては、ここでも国が一つのNUTS 2である。それに対し、ドイツやイギリスは30以上のNUTS 2を抱えている。全体としては、NUTS 2は183あり、ここでもそれぞれの人口や面積は多様である。

NUTS 3が最小のリージョン単位である。これは既存のリージョン行政区域を分割したもので

ある。スペインとイタリアでは、これはプロヴァンスに相当し、フランスではデパルトマンに相当する。NUTS 3は全体で1,044存在し、その人口、面積、経済的重要性、行政権限は様々である。

欧州委員会はECの領域をNUTS 2やNUTS 3に分割する際に、各加盟国の既存のリージョン組織を尊重するというを非常に重視した。ベルギーのレジョンとドイツのラントを除くと、他国のNUTS 1はすべて人工的である。そして

リージョン政策などのECの政策に関わる政治的決定が行われるのはNUTS 2であるため、このレベルが最も重要であると言える。一般に失業率の上昇やローカル・レベルでの伝統産業の衰退といった特殊問題を分析する際を除いては、NUTS 3の役割は大幅に限定されている<sup>(12)</sup>。

結局のところ、EUにおいて統計指標上あるいは計画策定上用いられるリージョンの単位は、このNUTSである。それに基づいてリージョン間格差が測られ、リージョン政策が立案されていく。しかし、アクターとして活動する主体としてのリージョンは、ドイツのラント、ベルギーのレジョン、スペインの独立自治州、フランスのレジョンといった「政治的リージョン」だということになる。

### III EU/ECの発展とリージョン政策

#### (1) リージョン政策の発展

1957年のローマ条約締結の時点から、ECの創設者自身が構成国間の地域格差の縮小を議論していたものの、この目的のための特別な手段は講じられなかった。そのためのメカニズムとして最初に確立されたのはヨーロッパ地域開発基金(European Regional Development Fund, 以下ERDFとする)であり、1973年のイギリス、アイルランド、デンマークのEC加盟時に、それは実現した。1970年代後半から1980年代前半にEC全体で失業問題が生じた際に、ERDFやヨーロッパ社会基金(European Social Fund, 以下ESFとする)から拠出されたリソースが増加し、政策プロジェクトを基礎としたシステム確立を求める圧力が高まった。こうした流れの中で、より効率的な整合化と構造調整の問題を抱えるリージョンへのリソースの集中のために、リージョン政策のための道具が必要であるという認識も加盟国間で高まってきた<sup>(13)</sup>。

その改革の契機となったのは、1986年初めのスペインとポルトガルの参入である。比較的後進的な2つの国が加盟国となったことで、EU内の地域間不均等は拡大した。加えて、1987年に批准さ

れた単一欧州議定書の中で、欧州統一市場完成だけでなく、ECの経済的・社会的結合への関わりも言及された。つまり、EUが地域間の経済格差を解消するために積極的に方策を講ずることが決められたのである。その結果、1988年にECの主要なリージョン政策の道具である構造基金(ERDF, ESF, ヨーロッパ農業基金)の大幅な改革が行われた。構造基金を活用したリージョン政策は、「真の経済的インパクト」をもたらす道具へと変化したのである。そこでは、複数年にまたがる支出計画により、ECから構成国への安定的で予測可能な援助が保証されることになった。さらに構造政策は、ECと構成国だけでなく、関係するリージョン政府を含む「パートナーシップ」を基礎として実施されることになった。なおリージョン政策はECの他の関連政策(競争政策や環境政策など)と両立されなければならず、ECの措置は構成国がすでに同目的に支出している分への「追加的」支出である<sup>(14)</sup>。

構造基金改革は、

- (1) 発展途上リージョンの発展、
- (2) 産業の衰退したリージョンの転換、
- (3) 長期失業への対策、
- (4) 青年の雇用促進、
- (5a) 農業構造調整、
- (5b) 農村地域の発展、

という5つのタイプの目標を定め、それぞれの目的のために財政援助を行うことを決めた。

その後1989年から1993年にかけての最初の「プログラム実施期間」に、具体的な改革が実行された。その間に、1991年のマーストリヒト条約の中で、EUリージョン政策の重要性がさらに強調され、「経済的・社会的結束」がEC政策の柱の一つとされた。経済状況が悪化するにつれ、各加盟国やリージョンからの構造基金に対する要求も高まった。多くのリージョンは、厳しい不況に悩まされ、構造的適応を求められた。そして1993年には、第二期(1994年-1999年期)に向けた構造基金の見直しが行われる。そこでは、EUリージョン政策へ追加的リソースがもたらされ、新しい財

政的措置（最貧構成国に対する結束基金を含む）や新たな北欧構成国（フィンランドとスウェーデン）内の人口希薄地域向けの「目標6」が導入された<sup>(15)</sup>。結果的に、リージョン政策は、EUの政策の中でも極めて重要な分野になった。その予算額は農業予算に次いで第二位を占め、1999年まで毎年200億エキュを越え、総計1,410億エキュに至ることになった。南欧加盟国のいくつかでは、構造基金がGDPの3～4%に達する見込みである<sup>(16)</sup>。

この第二期に向けた「見直し」過程の中で現れた基本的考え方の変更をいくつか取り上げよう。第一は、どのリージョンをどの目標に当てはめるかというゾーニングの問題である。各リージョンが豊かであるか、後進的であるかは相対的な問題である。それぞれがどこに分類されるかによって構造基金から受けられる援助額が大幅に異なってくるため、ゾーニングの問題は各リージョンにとって非常に切実である。具体的に述べると、1989年の東欧社会主義国の崩壊という政治状況を考慮に入れ、旧東独のラントと東ベルリンが「目標1」に分類された。「発展途上」のリージョン援助を目的とする「目標1」の範囲が、経済的問題や困難を抱える領域にまで拡大されたのである。そして「目標1」には、構造基金による資金の約80%が投入されている。第二に、「目標」そのものの見直しも行われた。「目標4」は、特に「産業の変容と生産システムにおける変化への労働者の適応を容易にする」ために、ESFが担っていた仕事をあらたに与えられることになった。「目標5a」は、農業政策改革との関連で農業構造を変革させるという本来の仕事を維持しつつ、漁業の近代化とリストラを援助するという仕事も付加された。後者の目的のために、漁業における方向転換のための資金援助方策が設立された<sup>(17)</sup>。

## (2) リージョン政策をめぐる政策過程の変化

従来のEC/EUにおける公共政策の過程は、専ら国家をアクターとしていたと言ってよい。しかしながら、特にリージョン政策をめぐる過程に

おいては、アクターの多様化と政策の国家からの自律性の高まりが見られる。

まず第一に、構造基金改革を通じて欧州委員会が国家の上位機関と化し、リージョン政策の決定において非常に強い影響力を獲得することになる。構造基金が機能する領域は、EUの基準に従って定められる。イギリスやドイツなどでは、この分野は各国で従来とられてきた政策領域と著しく異なっている。さらに、構造基金の執行にあたっては、構成国は同委員会が認めたリージョンのプランやプログラムに従うことが求められている。このプランは複雑な基準を満たしていなければならないし、後に欧州委員会との交渉を踏まえて、優先順位や支出割当が大幅に変更される場合もある<sup>(18)</sup>。

それゆえ欧州委員会の影響力の増大が、構成国政府間の緊張の火種となっているという面もある。委員会が「上から」決定するリージョン政策上の優先順位は、各国政府間で必ずしも合意されているわけではない。特に構造基金を人的資源、情報・助言、教育、ヘルスケアといった領域でどの程度まで拡大するかについては不一致がある。さらに小規模なリージョン・プログラムの実施においてさえ、綿密な計画、認可、交渉、さらにはEU拠出金の支出と監視のための特別な制度機関やシステムの設置を各国内で必要とする。そこで、EUリージョン政策は官僚的であるとも認識されてきた。

さらに欧州委員会と構成国との間にある紛争の最大の源泉は、おそらく補完性の原則の解釈と、リージョン政策のイシュー決定の適切な場所はどこかという問題である。EUリージョン政策の下では、リージョン政府が、構造基金プログラムの設計と実施において、大きな役割を果たすことになっている。リージョンが制度的に優勢な構造である国においては、このことはさして問題とならない。例えばドイツでは、そもそもラントが地域の経済発展に責任を負うことが憲法で定められているからである。しかし、単一政府制を採る構成国では、必ずしもそうではない。経済発展へのレ



ジョンの参加を欧州委員会が促すことで、中央政府の権威が脅かされていると考えているイギリスやフランスのような国もある。

欧州委員会は、EUの優先順位に合わせて策定され、実施される独自の「コミュニティ・イニシアティブ」も実施する。これは、EUが特殊な地域的問題、特に緊急の予想外の事態に対応できるようにする手段である。しかし、コミュニティ・イニシアティブは、しばしば、鉄鋼、石炭、造船などを主要産業としてきたレジョンの利害にもとづくロビー活動に応じる形で発案されてきた。欧州委員会は「イニシアティブ」を策定し、その導入について構成国と相談する。国家を飛び越して欧州委が施策を直接行うこと自体については構成国の反感も大きい。しかし現実には、各国が自国への資金拠出提案を拒否することは、不可能ではないにしても、困難である。こうして各構成国は、欧州委に迫られ、自らが同意していない措置を実施することもありうるのである<sup>(19)</sup>。

第二に、EUのリージョン政策の前提として行われるリージョンの分類が、実質的に各リージョンの格付けとなり、そのことが重要な政治的結果をもたらすことになる。特にEU加盟国が拡大すると、政策の基礎的カテゴリーも変化し、各リージョンのヨーロッパ・ヒエラルヒー内での相対的地位も変わってくる。その意味で、リージョンをめぐるイシューは各国の国内問題にはとどまりえず、国際問題とならざるを得ない。さらに同ランクに属するリージョンは競争の中におかれる。例えば、フランスのパリ・レジョンは大ロンドンと、ロース・アルプ・レジョンはピエドモンやロンバルディと、フランス南西部レジョンは南欧全体と競合している。実際のところ、このような時期を経て、リージョン間の経済的相互依存を生み出していくことが、政策の最終的な目的でもある。ちなみに現行の政策スキームは、様々な形態での政治的相互依存も生み出している。それは、リソースの移転という点での豊かなリージョンと貧しいリージョンとの間で、ブリュッセルとの関係で利害を同じくするリージョン間で、現行の基準では

非適格だが基準の変更などを通じて目指す基金を得たいと考えているリージョン間での政治的相互依存である。例えば、南仏のリージョンは、EC加盟国が12に増えたことによって、最も遅れたグループの上位に位置づけられていたのが、相対的に遅れたグループ中の遅れたリージョンへと格上げされた。経済の実態は以前と比べて大きく変わっていないにもかかわらず、従前の援助を受けられなくなったため、南仏リージョンは共同して地中海統一プログラムの新設を求めた<sup>(20)</sup>。

第三に、各国政府はヨーロッパとリージョン（およびローカル）の双方と交渉しなければならなくなった。実態としてリージョン・レベルが弱小であるか存在しない国では、中央政府が中央省庁を通じて、リージョンもしくはローカル・レベルとコンタクトを取る。そのことがサブナショナル政府の実質的な権限を拘束することにもなる。例えばフランスにおいては、国とリージョン間で構造基金も関わる「計画契約」が締結され、複数年におよぶ総合的プログラムを両者が交渉して決定することになっているが、プログラム準備段階ではリージョンは実質的には排除されている。しかし、たとえそれがかなり形式的であったとしても、中央政府は必ずリージョン側の意見を聴取しなければならなくなった。このように現段階では限界があるとしても、リージョン政策はサブナショナル政府を欧州委員会の新たな対話者とした。そしてこのことは、リージョンをはじめとするサブナショナル政府が、内務と外務の媒介を果たしてきた中央政府のチャンネル「独占」に抵抗できる可能性をもたらしたのである<sup>(21)</sup>。

このように、EUのリージョン政策はヨーロッパ諸機関とリージョン・レベルを政策過程におけるアクターとするようになった。EUのリージョン政策は、構成国間および様々なEU制度間の交渉の産物であると同時に、リシャール・バルム（Richard Balme）が述べるように、「リージョン政策は一つの制度的アリーナであり、……相互譲歩（mutual concession）の場である」<sup>(22)</sup>。このリージョン間関係、あるいはリージョンとヨー

ロッパ諸機関との関係は、ますます深まりと広がりを見せている。以下では、リージョンがヨーロッパ・レベルで国際的に政治的活動を行うに当たって確立されてきた様々なチャンネルについて見てみよう。

#### IV EUにおけるリージョンの政治的チャンネル

リージョンのEUという国際的舞台への進出に関しては、リージョン政策をめぐる交渉ルートの他に4つのチャンネルがある。つまりリージョン委員会、閣僚理事会、リージョンの出先機関、リージョン間機関である。これらが、どの程度有力であるかは別にして、リージョンというアクターがこれらのチャンネルを利用する多様な資質と、近年生じた変化の豊富さは非常に印象的である。

##### (1) リージョン委員会 (the Committee of Regions)

リージョンの代表機関であるリージョン委員会の創設は、1992年にマーストリヒト条約により決定され、1994年に現実化した。同条約は、閣僚理事会と欧州委員会に対して、教育、職業訓練、公衆衛生、文化、ヨーロッパ交通網、経済的・社会的統合の問題についてリージョン委員会に諮問するように求めている。リージョン委は「それが適切だと判断した範囲内で」、閣僚理事会や欧州委員会にその意見を伝えることができる。さらにマーストリヒト条約第198条C項は、リージョン委が他の事項に関しても欧州議会と欧州委員会から諮問を受ける可能性を定めている。あるいはリージョン委が独自に判断して、行動を起こした方がよいということになれば、諮問を受けなくとも発案を行うこともできる<sup>(23)</sup>。

リージョン委側は、政策に応じていくつかの常設委員会と下位委員会を設置し、各単位から意見聴取を行う。創設当初には、リージョン委の仕事は他のEU機関から特別注目されていなかったが、ドロール (Jacques Delors) 欧州委員長時代の末期に、その状況は急速に変化した。というのは、

彼がリージョン委の信頼性を証明するために、ヨーロッパの立法過程で高度な意見表明を行うべきだという発言を行ったからである。リージョン政策担当コミッショナーのモニカ・ウルフ＝マティス (Monika Wulf-Mathis) も、1995年4月のリージョン委総会でのスピーチの中で、欧州委がマーストリヒト条約で定められているよりも広い範囲の事項に関してリージョン委の意見を聴取することを公言し、欧州委と欧州議会の関係をモデルにした欧州委とリージョン委の関係づくりを明らかにした。リージョン委自体もマーストリヒト条約で定められた役割には満足しておらず、1996年には「欧州統合に関わる条約改定についての意見書」を提案する<sup>(24)</sup>。その内容は、①現在の加盟国の地方制度を勧案して、補完性の原則を「加盟国の国内立法府のもとで権力を与えられたリージョン政府およびローカル政府」にも適用すること、②補完性の原則にとらわれず、欧州裁判所への提訴権をリージョン・レベルに与えること、③権力とリソースの拡大を通じて、ヨーロッパ・システム内でのリージョンの地位を上げることである。

このようにリージョンの代表機関としてのリージョン委は、その発言権を拡張してきている。しかし、リージョン委はその内部に問題を抱えている。そもそもリージョン委は欧州委や閣僚理事会と同様に、各国の既存の政府組織の代表機関である。それゆえ、同委のメンバーは政策運営の経験を少なからず持っている。それと同時に、メンバーの一定数は、各出身国内の政策決定過程でも同時に一定の影響のある地位を持っている。例えば、ドイツ、オーストリア、ベルギーなどのリージョン代表は、上院議員であったり、政府間交渉の担当者であったりする。

しかし、先述のように、政治・行政的単位としてのリージョンを備えていない国 (デンマーク、フィンランド、アイルランド、ギリシア、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、イギリス) のリージョン委における代表者は、実質的にはローカル・レベルの代表である (表2参照)。他国のリージョン代表が大きな経済的・社会的問題に関

表2 リージョン委員会における代表の出身レベル（1995年）

	連邦国家における州	リージョン	中間レベル（プロヴァンス、カウティ、デバルトマン、クレイス）	ローカル・レベル	計
オーストリア	9			3	12
ベルギー	12				12
デンマーク			4	5	9
フィンランド				9	9
フランス		12	5	7	24
ドイツ	21		1	2	24
ギリシア				12	12
アイルランド			7	2	9
イタリア		12	5	7	24
ルクセンブルグ				6	6
オランダ			6	6	12
ポルトガル		2		10	12
スペイン		17		4	21
スウェーデン			4	8	12
イギリス			8	16	24
計	42	43	40	97	222

（出所）John Loughlin, 'Reperesenting Regions in Europe: The Comittee of the Regions', in Charlie Jeffery (ed.), *The Regional Dimension of the European Union: Towards a Third Level in Europe?*, London: Frank Cass, 1997, p. 159.

心を抱くものに対して、彼らは当然の事ながら、リージョン総体の利益よりも都市問題や住民サービス供給といった問題を優先する。「リージョンとは何なのか」「誰がリージョンの代表なのか」という根本的な問題が、委員会におけるリージョン代表対ローカル代表の根深い分断の根源にある<sup>(25)</sup>。

## （2） 閣僚会議

マーストリヒト条約第146条（TITLE II, Art. G）を根拠として、構成国はリージョンの閣僚を閣僚会議への代理とすることを決定できる。その場合、リージョンの閣僚が国の代表として他国の代表と交渉し、責任を負う。この規定は、閣僚会議の決定を準備するワーキンググループにも適用される。それゆえ、リージョンの閣僚や行政部も、閣僚会議でなされる政策決定過程の中核に入り込めることになる。閣僚会議に参加するリージョンの行政部は、各単位の名でなく、一体となり構成国の名で意思表明を行うことになる。したがって

各国内で密接なリージョン間協力が行われなければならない。

ただし、現実にはリージョンの代表が閣僚会議に進出しているのは、ベルギー、ドイツ、オーストリアといったリージョンが自治体として非常に強力な国に限られている<sup>(26)</sup>。これらの国においても、どのレベルの代表が国の代表になるかは、当該政策の分野によって異なる。例えばベルギーに関して言えば、連邦政府の権限の管轄に入る問題を扱う会議（Ecofin, 経済・財政問題閣僚会議）には、連邦政府が独占的に代表を輩出している。研究・開発、産業、リージョン政策といった権限が両者間で共有されている分野では、連邦政府とリージョンの両方が代表を出している。文化や教育といった、その権限が専らリージョンやローカル・レベルにある部門の会議には、リージョンあるいはローカルの閣僚が代表となる。ドイツでは、国内でラントが独占的に対応している問題については、ラントの閣僚が国の代表となることができる。この

場合、ラント政府代表者の院である連邦参議院が、誰を閣僚理事会に出席させるかを決定する。ラントが中心的に関与したり、ラントの重要な利害がイシューとなるような政策領域については、ラント代表に諮問した上で国の意思決定が行われなければならない。オーストリアでは、ドイツ・システムが採用されてはいると言われるものの、ラントの立場がそれほど強いわけではない<sup>(27)</sup>。

ただし、マーストリヒト条約第146条に基づく措置が、リージョンの自治を強化したりEU内での政治的役割を大幅に拡大したのかといえば、必ずしもそうではない。というのは、各国でサブナショナル政府の重要性が大幅に異なるため、この措置を活用しているのはEU加盟国中の3つにすぎないし、閣僚会議における議決や交渉の様式についての慣習は従来と変わらず、地方重視となる要素は特別ななかったからである。しかしながら、国の代表として閣僚会議に参加するリージョン行政部は、一つの国の意思を形成し表明しなければならないがために、国内のリージョン間協力を巧妙に取り付けなければならない<sup>(28)</sup>。その意味で、国内での意思決定過程におけるリージョンの役割は、これら3つの国では大いに高まることになる。

### (3) リージョンの出先機関

サブナショナルな行政機関が、およそ百の独立機関をEUの中心であるブリュッセルに設立している。それはロビー活動を展開し、情報を収集し、リージョンの他のアクターやEUの政治責任者とのネットワークを構築することを目的としている。最初の機関は、1985年にハンブルグとラ・サルにより設立された。1995年末には、リージョンとローカルの代表機関に加え、都市の代表事務所や国レベルの地方行政団体の事務所をあわせると、その数は百近くに上っている。ただし、その規模は、1人か2人のパートタイム職員を置く財政手段を持たない事務所から、20名ほどの代表を有する準大使館的機関（カタルーニャやドイツのラントの場合）まで様々である<sup>(29)</sup>。

この点でも国ごとに格差がある。リージョン・

レベルの行政が強力な国では、その代表が概してブリュッセルでも有力である。ドイツの全ラント、ベルギーの3レジョン、スペインの独立自治州の半分が事務所を構える。それに対して、イタリアは2つの事務所しか持たず、しかもそれはリージョン政府を代表してはいない。というのは、イタリアの1970年憲法が国際的事項に関する権限は独占的に国にあると定めており、リージョン政府が出先機関を作るのを妨げているからである。デンマークでも出先機関の設置は一部の都市にしか認められていない。

リージョンの権限が拡大され、EUレベルに提出される法律や規則が増えている一方で、それに関する情報が常に枯渇しているのが実状である。リージョンの出先機関のブリュッセルへの設置により、各リージョンの代表は情報の確保が可能になる。その後、各代表は国家のルートを飛び越えて、独自に各政策に対する意思を表明できる。欧州委員会も各国政府の説明を補完する情報を必要としているため、この情報チャンネルはリージョンおよび欧州委の双方に多大な恩恵を与えている<sup>(30)</sup>。

### (4) リージョン間機関（国家横断的ネットワーク）

EUという舞台でのサブナショナル政府、特にリージョン・レベルの、国家という枠組みを越えた行動を特徴的に示しているのが、このリージョン間機関である。欧州リージョン協会（Association des Régions d'Europe）と欧州市町村・リージョン会議（Conseil des Communes et Régions d'Europe）が、その二大組織である。前者は、すでに創設されていた9つのリージョン間協会を統合して1985年に創設され、1993年には235のリージョン議員団の代表組織となった。これはEU総人口の80%程度を代表する機関として、特に構造基金や制度問題の分野で欧州委との緊密な協力体制を築いている。欧州市町村・リージョン会議は1951年に創設され、国際地方自治体連合（IULA）のヨーロッパ支部に相当する。これは実際、

欧州リージョン協会と同類の役割を果たす地方利益代表機関である<sup>(31)</sup>。

この2つの大きな機関と並行して、機能的に一層特殊な3つのタイプの国家横断的ネットワークが存在する。その第一が、欧州委員会が類似した問題に直面しているが別々のリソースから援助を受けているゾーン間の協力を促進するために創設した様々な協会である。「目標1」や「目標2」に関するリージョン協会や、各コミュニティ・イニシアティブに応じたリージョンのネットワークがある。例えば、Leader（農村ゾーンのネットワーク）、Rechar（石炭産業ゾーンの転換）、Retex（繊維産業ゾーン）、Renval（造船業）が後者の例として挙げられる。

第二が、同類の地域状況あるいは政治問題を抱えるリージョンの自発的な結集から生じたネットワークである<sup>(32)</sup>。その例としては、欧州国境地帯リージョン協会（Association of European Frontier Regions）、周辺・沿岸部リージョン会議（The Conference of Peripheral Maritime Regions）、アルプス作業コミュニティ（The Working Communities of the Alps）、ピレネー作業コミュニティ（The Working Community of the Pyrenees）、伝統産業リージョン・ワーキンググループ（The Working Group of Traditional Industrial Regions）などが挙げられる。

欧州国境地帯リージョン協会は1971年に創設され、リージョンと国境付近の市町村の団体からなる。同協会は現在およそ40の構成員からなる。その目的はアイデア交換や共通する問題の議論のための会議やミーティングを開催することである。周辺・沿岸部リージョン会議は1973年6月に結成され、その構成団体は現在では100を超えている。目的は、経済活動のヨーロッパ中心部への集中を緩和するために周辺部リージョンの結束を図ることと、これらリージョンの臨海部としての特徴を生かした共同発議を推進することである。アルプス作業コミュニティは、アルプス地帯の国境を超えた協力のための機関である。中央アルプス、東アルプス、西アルプスに関して下部団体がある。

環境、文化、経済といった問題について合意を勝ち取り、人々の相互理解を育むことを目的としている。ピレネー作業コミュニティは、1983年に国境を超えた協力を行うことで合意がなされた。そこに加入しているリージョンは、スペイン側からカタルーニャ、アラゴン、ナヴァル、バスク（地方）、フランス側からアキテーヌ、ミディ・ピレネー、ラングドック・ルシヨン、加えてアンドラ公国である。最後に伝統産業リージョン・ワーキンググループは、1984年に20のリージョンを集めて創設された。その目的は同類の伝統産業を持つリージョン間で経験交流を行い、相互の結びつきを強めていくことである<sup>(33)</sup>。

EUの目標は一般的にはリージョン間の不均等を縮小することであるが、現在は特に豊かでないゾーンを政策の対象としている。そのため、EUが「上から」結集を図っているのが一つ目のタイプのネットワーク作りである。それに対して後者のグループは、EUのグルーピングとは必ずしも一致しない形での「下から」の自発的な要求実現のための結合である。

そして第三が、特に単一市場における一層の競争力獲得のために結合した強力なリージョンからなるネットワークである。その中でも最も有名なものが、「ヨーロッパ4つの原動力（The Four Motors of Europe）」である。これは、バーデン・ヴュルテンベルグ（ドイツ）、カタルーニャ（スペイン）、ロンバルディ（イタリア）、ローヌ・アルプ（フランス）の間で1988年に創設され、技術面、研究開発面、文化面での協力の推進を目的としている。その後、オンタリオ（カナダ）とウエールズ（イギリス）も、この団体と提携した<sup>(34)</sup>。

以上のように、リージョンがEUにおける公共政策過程に影響を及ぼすことを可能にするチャンネルは、現在のところ4つ（あるいは前節で述べたように、欧州委員会主導のリージョン政策にも関与できることも含めると5つ）あるということになる。

## V おわりに

ヨーロッパにおいては、リージョン間の格差を是正するためにEC/EUが財政援助を行うリージョン政策を展開してきた。その政策過程は本来国家間の交渉・調整であるが、統合により政治・行政機関としてのEU諸機関の能力が高まるにつれ、EUが国家の上位に位置する政府としての役割も備えるようになった。それと軌を一にしてサブナショナル・レベルとりわけリージョンが、アクターとして公共政策過程に参画するようになった。

現在進行している事態について、一般的にはこのように結論づけられるが、ヨーロッパにおけるリージョンの位置づけには微妙な部分もある。というのは、そもそも各国の人口や面積という点での規模が異なり、なおかつ地方制度が非常に多様であるため、各国がリージョンとして位置づけている地方団体の能力は大きく異なるからである。ドイツやベルギーのように連邦制を採用する国では、そもそもリージョンの能力が高く、各リージョンが他の一つの国家を上回るような経済力を保持している場合もある。その一方で、国の規模自体が小さく、地方制度といえどもローカル・レベルしか備えていない国もある。それゆえ、地方自治体としてのリージョンがヨーロッパ全体でリソースをめぐって自由闊達に活動し、競争し、相互に協力しているというイメージに基づいて「リージョンからなるヨーロッパ」という表現が用いられるとすれば、それは過大評価である。

リージョン政策により今後リージョン間の経済格差は縮小するだろうし、リージョンの側から補完性の原則が一層強調されるであろうが、大きな権限を備えた政治・行政単位あるいは地方自治体としてのリージョンがヨーロッパ全域で一様に設置されるようになるとは現在のところ思われない。ヨーロッパが、そのような方向に向かうとすれば、それはEUが超国家的な政府として強大な権力を獲得する時であるかもしれない。

リージョンの動向はヨーロッパという文脈の中

でとらえられなければならないが、同時にそれは各国の中央-地方関係のあり方に制限される。本稿ではヨーロッパとリージョンの関係を専ら対象としてきたが、国家はヨーロッパにおいて引き続き重要なアクターなのである。そうである限り、この三者の関係を各国の状況に応じて分析するということが、我々に与えられた今後の課題であろう。

## 注

- (1) 城山英明「国際行政」西尾勝・村松岐夫編『講座行政学 第1巻』有斐閣、1994年、227頁。
- (2) 当然のことながら、その他にも各種利益団体が存在するが、本稿ではそれについては言及しない。
- (3) 例えば *Regional & Federal Studies* 誌の1999年春号の特集は、リージョン・レベルの国際的舞台への登場をテーマとしている。そこでは、この現象を準外交 (paradiplomacy) と呼んでいる。Francisco Aldecoa and Michael Keating, 'Paradiplomacy in Action: The Foreign Relations of Subnational Governments, *Regional & Federal Studies*, Vol.9, No.1 (Special Issue), spring 1999.
- (4) John Loughlin, 'Representing Regions in Europe: The Committee of the Regions', in Charlie Jeffery (ed.), *The Regional Dimension of the European Union: Towards a Third Level in Europe?*, London: Frank Cass, 1997, p.147.
- (5) *ibid.*, pp.154-6.
- (6) *ibid.*, pp.151-3.
- (7) Liesbet Hooghe, 'Belgium: from regionalism to Federalism', *Regional Politics and Policy*, Vol.3, No.1, 1993.
- (8) スコットランド等への議会設置により、これらが政治的リージョンとなったと言えるかどうかについては別途検討の必要がある。
- (9) Udo Bullmann, 'The Politics of the Third Level', in Charlie Jeffery (ed.), *The Regional Dimension of the European Union: Towards*

- a Third Level in Europe?*, London: Frank Cass, 1997, p.6.
- (10) John Loughlin and Sonia Mazey (eds.), *The End of the French Unitary State?: Ten Years of Regionalization in France, 1982-1992*, London: Frank Cass, 1995.
- (11) Hooghe et Gary Marks, 'Restructuration territoire au sein de l'Union Européenne: les pressions régionales', in Vincent Wright et Sabino Cassese (dirs.), *La Recomposition de l'Etat en Europe*, Paris: La Découverte, 1996, p.220.
- (12) Richard Balme, 'Regional Policy and European Governance', in Michael Keating and John Loughlin (ed.), *The Political Economy of Regionalism*, London: Frank Cass, 1997, pp.64-5.; Kepa Sodupe, 'The European Union and Inter-regional Co-operation', *Regional & Federal Studies*, Vol.9, No.1, 1999, pp.60-1.
- (13) Ian Bache, *The Politics of European Union Regional Policy: Multi-Level Governance or Flexible Gatekeeping?*, Sheffield: Sheffield Academic Press, 1998.; John Bachtler, 'New Dimensions of Regional Policy in Western Europe', in Michael Keating and John Loughlin (ed.), *The Political Economy of Regionalism*, London: Frank Cass, 1997, pp.77-89.
- (14) John Bachtler and I. Michie, 'The restructuring of regional policy in European Community', *Regional Studies*, Vol.27, No.8, 1993, pp.719-25.
- (15) Bachtler and Michie, 'Strengthening economic and social cohesion? The revision of the Structural Fonds', *Regional Studies*, Vol.28, No.8, 1994, pp.789-96.
- (16) Bachtler, *op.cit.*, 1997, p.83.
- (17) Balme, *op.cit.*, pp.67-8.
- (18) Bachtler, 'Regional development planning in Objective 1 regions', *European Urban and Regional Studies*, Vol.2, No.4, 1995, pp.339-71.
- (19) Bachtler, *op.cit.*, 1997, p.81-5.
- (20) Balme, *op.cit.*, pp.70-1.
- (21) Bullmann, *op.cit.*, p.13.
- (22) Balme, *op.cit.*, p.69.
- (23) Bullmann, *op.cit.*, p.14.
- (24) Committee of Regions, *Opinion on the Revision of the Treaty on the European Union and of the Treaty Establishing the European Community*, 136/95, 1995.
- (25) Hooghe et Marks, *op.cit.*, pp.212-3.
- (26) *ibid.*, pp.213-6.
- (27) Bullmann, *op.cit.*, p.16.
- (28) Hooghe et Marks, *op.cit.*, pp.215-6.
- (29) Gery Marks, Françoise Nielsen, Leonard Ray and Jane E. Salk, 'Competencies, Cracks, and Conflicts: Regional Mobilization in European Union', *Comparative Political Studies*, Vol.29, No.2, 1996, pp.164-192.
- (30) Hooghe et Marks, *op.cit.*, p.221.
- (31) *ibid.*, pp.222-3.
- (32) Sodupe, *op.cit.*, pp.62-7.
- (33) *ibid.*, pp.58-81.
- (34) *ibid.*, p.67.